

児童福祉施設における防災計画作成指針の改定案について

1 趣旨

- ・地震や風水害等の自然災害発生時に、児童福祉施設の利用者や職員の安全・安心を確保するため、各施設は具体的な避難・連絡体制などをまとめた防災計画を作成することとなっている。
- ・県では、平成24年度に東日本大震災での津波被害を踏まえて改定した現行の指針（ガイドライン）により、施設の計画作成を支援している。
- ・令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の事例や課題を踏まえ、各施設において、災害時の業務継続計画（BCP）を導入し、災害時の個々の施設における災害対応力の向上と地域における児童福祉サービスを維持できる体制づくりの促進を図ることが重要であることから、今般、児童福祉施設における指針（ガイドライン）を高齢者・障害者福祉施設と併せて改定する。

2 策定委員会の開催状況

- ①日程：【第1回】令和7年10月14日【第2回】12月1日【第3回】令和8年3月2日
- ②構成員：学識経験者、各施設・団体関係者、災害福祉専門家、オブザーバー（県社協、6市町）

3 改定のポイント

ライフラインが制限されている状況や平時より職員が少ない状況であっても、児童福祉施設の機能を継続・早期復旧できるよう体制づくりを行うこと

- ①公的機関などから支援を受けるために必要な情報を伝えること
- ②備蓄や必要物資の調達手段や応援職員の受入れについて検討しておくこと
- ③複数の協力体制の構築が必要であること

4 主な改定内容

- (1) 連絡体制の整備
 - ・災害時における複数の代替通信手段の確保（衛星電話等）
 - ・国の「災害時情報共有システム」の活用促進と訓練への参加
- (2) 人的応援・物的応援の受け入れ
 - ・必要な応援に関する対応方針や対応窓口・対応者など体制の整備
 - ・行政機関等に対する必要な物的応援の情報提供
 - ・人的応援については、事前に対応してもらう業務を想定
- (3) 備蓄品
 - ・液体ミルクや使い捨て哺乳瓶、紙皿・紙コップ等を有効な備蓄品として追加
 - ・ローリングストックによる備蓄の推奨
- (4) 行政・所属団体・他施設等との連携
 - ・行政・地域内・所属団体・他施設等と研修・訓練の実施や連絡体制を整備するなどし、平時から関係性を構築
- (5) 非常時の優先業務
 - ・通所施設、入所施設毎の時間経過（発災～1週間）に応じた優先業務
 - ・必要人員を踏まえた優先業務の選定
- (6) 災害時におけるこころのケア
 - ・身近な相談機関として、医療機関等の専門機関と連携し、中長期・継続的なケアを実施
 - ・職員の精神的負担を軽減するため、外部からの協力を得ながら、健康管理を徹底